

横福指第143号

平成30年（2018年）8月27日

指定居宅介護支援事業者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準の「正当な理由」の判断
基準等について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。
横須賀市における標記減算の「正当な理由」の判断基準につきましては、別紙のと
おりとしますので、通知します。

なお、この通知の内容は、平成30年9月1日（平成30年度後期分判定期間の初日）
から適用となることを申し添えます。

事務担当 指導監査課指導監査第2係

電話 046（822）8393

FAX 046（827）0566